

# 「南砺市子どもの権利条例」を紹介します

「子どもの権利」を守っていくために「南砺市子どもの権利条例」(きまり)ができました。この条例には、すべての子どものすこやかな育ちと幸せへの願いが込められています。条例にはどのようなことが書いてあるのでしょうか。この冊子では、条例の内容と気をつけたいポイントを紹介します。

## 子どもの権利とは？

子どもは大人と同じ、一人の人間として権利を持っています。また、大人へと成長する途中であるため、子どもならではの権利も持ちます。権利は、人が生きるために、生まれたときから持っている大切なもので、一人ひとりが持つ権利は平等です。自分の権利と同じように、まわりの子どもの権利も大人の権利も守られることが大切です。

### 子どもの権利に関するきまりの紹介



#### 世界共通のきまり 子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)

子どもの権利条約は、世界中のすべての子どもたちが持ち、守られるべき権利を定めています。子どもたちが幸せに暮らせるように、世界中の国の代表が集まる国際連合で決められました。



#### 日本のきまり 日本国憲法

国のきまりで、国民主権・平和主義・基本的人権の尊重を3大原則としています。日本では、自由で、平等に、人間らしく幸せに生活することは、すべての人に生まれたときからある権利として大切にされています。

#### 子ども基本法

すべての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現を目指して作られました。子どもや若者に関する取組を進めていくために、基本になることを定めた法律です。



#### 南砺市のきまり 南砺市子どもの権利条例

南砺市の条例は、子どもの権利条約や、日本国憲法、子ども基本法の理念を基に、南砺市の子どもにとってよりよいことは何かを考えて作られています。すべての子どもがすこやかに成長し、幸せに暮らせるよう、社会全体で子どもの権利を守っていくために定められました。

## 第1章 総則

### 第1条 この条例の目的

子どもの持つ権利を守っていくため、さまざまな取組を行います。



子どもが、心から笑って、心から安心して、自分の道を歩いていけるように子どもの権利が守られる南砺市を実現しよう！



### 第2条 条例で使うことばの意味

「子ども」ってどんな人？  
この条例では、生まれてから大人になるまでの心と体が成長途中の人たちを「子ども」としました。

子どもは、大人に自分の気もちや意見を伝えることができるよ。そして、大人の意見も聞いてね。

「子どもの最善の利益」ってなに？  
子どものことで何か行われるときには、将来のことも含め、子どもにとって最もよいことを第一に考えるということです。時には、子どもの意見と大人の意見が違うこともあるかもしれません。その時は、子どもと大人が意見を伝えあい、一緒に考えることが大切です。

